

H A T S - P - 1 0 4 - V 3 . 0

s X G P プロトコル仕様端末接続のための
P B X テレコムサーバ相互接続試験実施要領

H A T S フォーラム
(高度通信システム相互接続推進会議)
P B X テレコムサーバ相互接続試験実施連絡会

s X G P プロトコル仕様端末接続のための P B X テレコムサーバ相互接続試験実施要領

改定履歴

版	改定年月日	改定内容	担当
1.0	2018年1月12日	初版制定	山下
2.0	2018年11月16日	sXGP 相互接続試験実施要領(V2.0)反映	山下
3.0	2020年1月16日	sXGP 相互接続試験実施要領(V3.0)反映	斎藤

本書は、HATS フォーラムが著作権を保有しています。

内容の一部又は全部を HATS フォーラムの許諾を得ることなく複製、転載、改変、転用及びネットワーク上での送信、配布を行うことを禁止します。

目 次

1. 背景及び目的	4
1-1. 背景	4
1-2. 目的	4
1-3. 相互接続試験の範囲	4
1-4. 準拠すべき標準	5
2. 相互接続試験の実施方法	5
2-1. 試験結果のとりまとめ	5
3. 結果の取り扱い	5
3-1. 試験の取り扱い	5
3-2. その他	5

1. 背景及び目的

1-1. 背景

2017年10月に新しいデジタルコードレス端末の規格としてsXGPが制定された。

sXGP方式の端末はPBXの内線用無線端末として従来利用しているPHS方式の端末の後継として着目されているが、PBX内線用端末としての導入を円滑に促進する為には、各製造業者のPBXとsXGP方式の端末との接続性の確保が必要不可欠であるが、製品化初期においては、標準に準拠して製造される製品同士でも製造業者が異なると接続性が確保されない場合があり、相互接続性の確保が重要な課題となっている。

1-2. 目的

本「sXGPプロトコル仕様端末接続のためのPBXテレコムサーバ相互接続試験実施要領」は、前記の目的に記載の状況を鑑み、各社が製造するPBX等でのsXGP方式の端末との相互接続性を確保するため実施すべき相互接続試験の内容、手順等について規定するものである。今後、情報通信ネットワーク産業協会が事務局を務める「PBXテレコムサーバ相互接続試験実施連絡会」等の相互接続実施機関（自ら相互接続試験を実施するものを含む）等において、本実施要領に従った相互接続試験が実施されることを通じて、我が国におけるPBX等の普及に向けた環境整備が発展すると共に、標準の実効性、新たな標準への反映等に資するものである。

具体的には、標準sXGP方式の端末を用いて各社PBX製品との接続性の確認を行う。

1-3. 相互接続試験の範囲

(1) 対象機器

接続試験の対象機器は、下記2点の条件にてシステム構築可能なものとする。

- PBX（含む、ボタン電話）

条件： sXGP端末を内線用端末として接続可能なものとする。

- PBXに接続する端末

条件： 試験機能を満たすsXGP方式の端末を使用する。

(2) 接続形態

PBX等に標準のsXGP方式の端末を接続して試験を行う。

(3) 対象サービス

音声の交換サービス

(4) 実施形態

実施形態及び試験内容はXGPフォーラムで規定した「IP-PBX - sXGP端末間接続試験実施要領 ver1.0（2017年12月6日制定）、ver2.0（2018年9月26日

制定)、及びver 3.0(2019年8月29日制定)」に従う。

1-4. 準拠すべき標準

- ・「IP-PBX - sXGP端末間接続試験実施要領 ver 1.0(2017年12月6日制定)、ver 2.0(2018年9月26日制定)、及びver 3.0(2019年8月29日制定)」

2. 相互接続試験の実施方法

実施形態及び試験内容はXGPフォーラムで規定した「IP-PBX - sXGP端末間接続試験実施要領 ver 1.0(2017年12月6日制定)、ver 2.0(2018年9月26日制定)、及びver 3.0(2019年8月29日制定)」に従う。

2-1. 試験結果のとりまとめ

試験結果はXGPフォーラムで取りまとめ、HATS推進会議PBXテレコムサーバ相互接続試験実施連絡会に接続性確認を行う。

3. 結果の取り扱い

3-1. 試験の取り扱い

XGPフォーラムより通知された試験結果は、XGPフォーラムと確認後連携して相互に確認し、接続性確認合否を判断する。なお、試験結果については適宜公開することを原則とする。

相互接続試験の実施に伴い、本相互接続試験実施要領についての要望や見直しの要求が発生した場合には、PBXテレコムサーバ相互接続試験実施連絡会に対して適宜検討を要請することができる。それを受け、連絡会では適宜審査を実施する。

3-2. その他

試験により確認された標準規定内容の問題等については、適宜標準化活動へのフィードバックを検討する。